

東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科長期履修に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、東京医科歯科大学大学院学則第13条第2項の規定に基づき、東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科（以下「研究科」という。）における長期履修の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 長期履修を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 企業等の常勤の職員又は自ら事業を行っている者
- (2) 出産・育児・介護等を行う必要がある者
- (3) その他長期履修することが必要と認められる者

(申請手続)

第3条 長期履修を希望する者は、指導教員と相談の上、次に掲げる書類により研究科長に申請しなければならない。

- (1) 長期履修申請書(別紙様式1)
- (2) 在職証明書(前条第1号に該当する者)その他の前条の資格を証明する書類
- (3) その他必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 入学(再入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻を含む。)志願者が長期履修を希望する場合

入学手続き期間の最終日

- (2) 在学者が長期履修を希望する場合

医歯学専攻 3年次の2月(10月入学者にあっては8月)末日

生命理工医療科学専攻 2年次の2月(10月入学者にあっては8月)末日

(許可)

第4条 長期履修の許可は、研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

2 研究科長は、前項の規定により長期履修を許可した場合は、長期履修に係る履修計画及び授業料並びにその徴収方法等について、長期履修の許可を受けた者(以下「長期履修学生」という。)に通知するものとする。

(履修)

第5条 長期履修学生は、研究科が定めた履修計画に基づき、計画的な履修を行わなければならない。

(長期履修の期間)

第6条 長期履修期間は1年を単位とし、在学できる期間の限度は、標準修業年限の2倍とする。

2 長期履修の適用日は4月1日(10月入学者にあつては10月1日)とする。

(長期履修期間の変更)

第7条 長期履修期間の延長は認めないものとする。

2 長期履修学生は長期履修期間の短縮を希望する場合、長期履修期間短縮申請書(別紙様式2)により研究科長に願い出て、その許可を得なければならない。ただし、長期履修の適用日から1年に満たない者は、長期履修期間の短縮を願い出ることができない。

3 前項の規定により期間を短縮する場合、1年を単位とし、標準修業年限を下回ることはいできない。

4 第2項による申請は、希望する長期履修期間満了日の7カ月前までに行わなければならない。

5 第2項の規定により期間を短縮した者は、再度、長期履修期間の短縮を申請することはできない。

(雑則)

第8条 この要項に定めるものほか、長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成18年10月17日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月21日制定)

この要項は、平成30年6月21日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(令和元年12月24日制定)

この要項は、令和元年12月24日から施行する。